

令和2年5月26日

自家用電気工作物

電気主任技術者及び電気保安関係者 各位

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度PCB含有電気工作物に係る早期処理へのご協力について（要請）

平素より、自家用電気工作物の電気保安について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、西日本（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州事業エリア）にて、処分期間終了後に未処分高濃度PCB廃棄物が発見される事案が100件超発生し、未処分高濃度PCB廃棄物の中には、コンデンサーなど電気工作物として使用されていたものも相当数含まれていたことが判明しております。未処分高濃度PCB廃棄物の多くは、倉庫の整理や建物の解体時に発見されたものですが、電気主任技術者の見落としに起因するものもございました。

高濃度PCB含有電気工作物は、PCB特措法から廃棄義務等の規定が除外され、電気事業法の規制体系で経済産業省が責任を持って対応していくこととなっています。経済産業省としては、今般の未処分高濃度PCB廃棄物の発見事案を大変重く捉えており、今後、処理期間を迎える他の事業エリアで同様の事案が発生することのないよう、早期の高濃度PCB含有廃棄物の処理の促進と未登録のPCB含有電気工作物の発見に向けた取組を強化していくことが重要と考えております。

電気主任技術者をはじめ、電気保安業務に携わる関係者の皆様方におかれましては、本件について御認識いただき、改めて御担当の自家用電気工作物の事業場において高濃度PCB含有電気工作物の有無の御確認と自家用電気工作物の設置者に対する高濃度PCB含有廃棄物の早期処理の必要性について、周知をお願い致します。

別添の参考資料も併せて御参考としていただき、高濃度PCB含有廃棄物の早期かつ適正な処理への御協力方、よろしくお願い致します。

※高濃度PCB含有電気工作物の銘板確認の際に電気主任技術者自らが感電する事故も発生しております。銘板の確認に当たっては、年次点検時など安全を確保された上で作業を行うよう、よろしくお願い致します。

別添

- ・電気主任技術者によるPCB含有電気工作物確認のポイント
- ・(別紙) チェックリスト

電気主任技術者によるPCB含有電気工作物 確認のポイント

・本資料は、JESCO北九州事業エリア内において、処分期間が経過した後に高濃度PCB廃棄物が100件以上も発見された事例を踏まえ、電気主任技術者の皆様方に改めて高濃度PCB使用製品の有無を現場でご確認いただく際にご留意いただきたい点などを取りまとめたものです。

・主任技術者内規では、すべての事業用電気工作物（自家用電気工作物を含む。）について、電気主任技術者（電気保安法人及び電気管理技術者を含む。）には、ご担当される事業場に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を、職務として誠実に行うことが義務づけられております。

・また、PCB特措法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日閣議決定）においても、電気主任技術者等の電気保安関係者に対し、電気工作物以外の高濃度PCB使用製品の確認についても協力が求められており、日常の電気保安業務において、本資料をご参考に、設置者に対して必要なアドバイス等を行っていただくよう、お願い致します。

・高濃度PCB含有電気工作物及び高濃度PCB使用製品の確実かつ早期の処理推進について、引き続きご協力方よろしくお願い致します。

電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物確認のポイント①

- 電気主任技術者の働きかけにより、処分期間後に発見された事例が数多くあります。掘り起こし調査等では、設置者と電気主任技術者との連携が重要です。
- 一方、高濃度PCB含有電気工作物の銘板確認の際に**電気主任技術者自らが感電する事故も発生**しております。銘板の確認については**年次点検時など停電させた上で作業を行うことが必要**です。
- ついては、停電計画を適切に定めていただく上で、**設置者等、関係各所との適切なコミュニケーションの上、進めていただきたく、よろしくお願い致します。**

電気主任技術者が発見した事例

- **担当替えとなった電気主任技術者**が、停電点検に伴い調査したところ、**屋上キュービクル内**に使用中の高濃度コンデンサー及び屋内に保管中の高濃度コンデンサーがあることを発見。
- 数年前に高圧受電を廃止し低圧受電化したが、引き続き**電気保安法人が当該施設の点検を受託**。
- 設置者からの要望もあり、電気保安法人が漏電調査で6か月に1回訪問していたところ、保管中の高濃度コンデンサーを発見。
- 電気主任技術者から保管事業者に対して高濃度コンデンサーがあることを伝達していたが、保管事業者の高濃度PCB廃棄物の処分期間に対する認識不足で、**再度電気主任技術者から指摘を受け、慌てて保健所へ連絡**。

(出典) 第27回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料より

2

電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物確認のポイント②

- 一方で、**電気主任技術者が高濃度PCB含有電気工作物の見落とし**をしていた事例もあります。
- いずれも**思い込みによる確認作業の不履行**や、**機器銘板の見間違い**などであり、ご担当されている事業場におかれましても、同様の見落とし等がないか、年次点検等の機会を捉えて改めてチェックいただく様、お願い致します。



電気主任技術者が見落とししてしまった事例

- 自治体の掘り起こし調査時に、**電気主任技術者が銘板情報を見誤り（製造年の誤認）**、高濃度PCB含有電気工作物は無い旨を自家用電気工作物設置者へ報告していた。
- **電気主任技術者が、台帳に機器型式が入力されていないにもかかわらず、「高濃度無し」と登録**。そのため、その後の調査がなされなかった。

3

電気主任技術者による高濃度PCB含有電気工作物確認のポイント③

- 銘板だけ新しいものが付いている、不自然なキズ、不自然な塗装の剥がれがある場合は疑わしい。
- 銘板から低濃度PCB機器と判別されているものの中にも、銘板の状態が疑わしい場合、高濃度PCBが使用されている場合がある。

場所	対象物	発見経緯	対応	銘板写真
公共団体	コンデンサー	低濃度または非PCBかの分析を行ったところ高濃度PCBであったことが判明。	メーカーへの問い合わせ、コンデンサー本体の調査を行ったところ、高濃度PCBコンデンサーに別のメーカーの銘板を貼り替えたものと判明。 ※銘板にシリアル番号なし。	
製造業	コンデンサー	設備老朽化のため機器の更新をするにあたり、電気保安協会より分析するよう指導があったため、分析を実施したところ高濃度PCBの使用が判明。	メーカー鑑定の結果、銘板の貼り替えの疑いがあると判断。 ※銘板上部に不自然なキズあり。	

※その他、別紙「チェックリスト」もご参照願います。

(出典) 第27回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料より

(別紙)高濃度PCB電気工作物早期処理のための確認ポイントチェックリスト

No.	チェック項目	チェック
1	設備台帳に型番等記入漏れはないか。また、現場の実機と当該台帳の内容は整合しているか。	
2	使用機器の中で銘板がない、又は不明なものはないか。また、銘板や機器本体に不自然な傷等がないか。(銘板張り替え等の疑念がないか) ※銘板情報以外でも外形等から判別出来る場合もある。詳細は(一社)日本電機工業会HPの下記URLの各機器メーカーへ確認のこと。 https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-1.html	
3	電気室やキュービクル内、事業場構内に電路に接続されていない(使用されていない)電気工作物がないか。また、該当がある場合において、当該電気工作物についてPCB含有の有無について確認がされているか。	
4	電気室やキュービクル内には、使用機器以外の不要品等を置いていないか。電気室やキュービクル内の不要品等からPCB機器が発見されることもある。	
5	電気主任技術者は、電気保安に従事する者からの報告のみでの確認だけでなく、自らがPCB機器の有無について確認・把握しているか。	
6	高濃度PCB含有機器の所在について定期的に保守担当チーム間での相互確認をしているか。(複数チームで相互確認することで、銘板等の認識や判断の差異に対する齟齬などにも気付き易くなる。)	
7	PCB機器の取扱い、処理方法にかかる保安教育を行っているか。各人が高濃度PCB機器に対するPCB特措法及び電気設備の技術基準省令に基づく告示上の処分期間(使用期限)や判別方法等、正しく理解出来ているか。	
8	前任の主任技術者との引継ぎ時、PCB入機器の存在が漏れる可能性がない様注意する。(機器に付いている「PCB入」表示等のみで判断せず、銘板や設備台帳等との照合により確実にPCB入機器が特定出来る様にする。)	

令和2年5月26日

自家用電気工作物設置者 殿

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度PCB含有電気工作物に係る早期処理へのご協力について（要請）

平素より、自家用電気工作物（電気室、キュービクル等）の保安についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和43年のカネミ油症事件で社会問題となった毒性を有する高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を用いた変圧器又は電力用コンデンサー等（以下「高濃度PCB含有電気工作物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき、地域ごとに処理期限、処理施設などが厳格に定められており、地域ごとの処理期限に間に合わない場合は、今後、一切処分を行うことができなくなります。

このため、高濃度PCB使用製品を確実に処理するため、PCB特措法において、使用中の製品であっても、所定の期限（次ページ参照）までに廃棄し、かつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への処分委託を行うことが義務づけられます。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）においても、高濃度PCB含有電気工作物について、所定の期限までに廃止（使用中止）することが義務づけられております。

早期に高濃度PCB含有電気工作物の使用を中止し、所定の期限までに処理を終えられるよう、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。詳しくは、貴事業場の電気主任技術者（電気管理技術者及び電気保安法人を含む。）にご相談下さい。

※処分に向けた手続を行うにあたり、種類がわからず、電気室やキュービクル等に立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず貴事業場の電気主任技術者へ事前にご相談下さい。

別添

- ・古い工場やビルをお持ちの皆様へ（チラシ）

(参 考)

「所定の期限」とは、都道府県の区域ごとに次の表のとおりとなります。

高濃度 PCB 含有電気工作物の 設置場所が所在する区域	所定の期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	令和4年3月31日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	令和3年3月31日

(お問い合わせ先)

① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) への機器登録の方法について

本社 PCB 処理営業部 登録担当 電話 03-5765-1935

② 電気関係報告規則 (昭和 40 年通商産業省令第 54 号) の各種届出制度について

(北海道電力ネットワーク 区域)

北海道産業保安監督部 電力安全課 電話 011-709-2311 内線 2720

(東北電力ネットワーク 区域)

関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課 電話 022-221-4947

(東京電力パワーグリッド 区域)

関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話 048-600-0387

(中部電力パワーグリッド 区域)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課 電話 052-951-2817

(北陸電力送配電 区域)

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 電話 076-432-5580

(関西電力送配電 区域)

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課 電話 06-6966-6048

③ その他について

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 (電力・保安担当)

電話 03-3501-1742

※ 各種届出の様式は、経済産業省ウェブサイト「PCB含有電気工作物」でダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html

(「経済産業省」「電力の安全」「PCB含有電気工作物」の用語で検索して下さい。)

ご注意

古い工場やビルを お持ちの皆様へ！

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか？



健康被害が出る
おそれがあります！



処分しないと**罰則!**



まもなく
処分できなくなる!



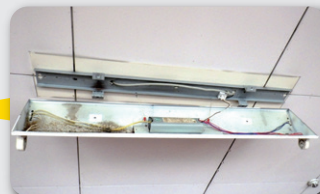
変圧器



コンデンサー



業務用・施設用蛍光灯の安定器



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和3年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和5年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで

照明器具の安定器* 令和3年3月31日まで



※ 赤マークは処理施設の場所です。

* 安定器及び汚染物等



詳しくは
「ポリ塩化ビフェニル
(PCB)早期処理情報
サイト」を
ご確認ください

今すぐ裏面をご確認ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。 必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



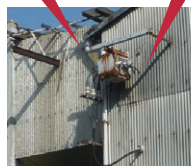
注意

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



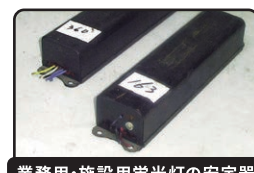
高圧変圧器

高圧コンデンサー

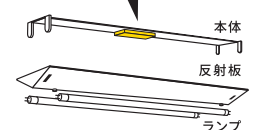


今すぐ
ご確認
ください!

高圧引き込み線がある建物は要注意!



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により
蛍光灯機器から
PCB油が
漏れ出した例

健康被害が出るおそれがあります!



PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に「カネミ油症」という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。「黒い赤ちゃん」という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



処分しないと罰則!

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、地域ごとに定められた処分期間内に処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。

▶ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

また、不法投棄、不法な譲渡、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



まもなく処分できなくなる!

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、期限を過ぎると事実上処分ができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間際には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。

国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

PCB使用製品・PCB廃棄物を処分するまでの流れ

STEP 1

PCBが含まれているか確認する

PCB含有の有無を事業者自身で確認する必要があります。大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

▶ <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>

PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物

処理

中間貯蔵・環境安全事業
株式会社(JESCO)

低濃度PCB廃棄物

処理

無害化処理認定施設
都道府県知事等許可施設

STEP 2

PCB特別措置法や電気事業法による届出

PCB使用製品の所有者は、変圧器・コンデンサー等を各産業保安監督長に、照明器具の安定器等を都道府県知事(又は政令で定める市長)に、PCB廃棄物の保管事業者は、いずれも都道府県知事(又は政令で定める市長)に届出をしなければなりません。

STEP 3

収集・運搬/適正保管

PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託し、契約後マニフェスト(伝票)の交付・保存(5年)、搬出の立ち合いが必要です。

STEP 4

処分

廃棄物のPCB濃度や保管事業者の地域によって処分する場所が異なります。また、高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、費用が軽減される措置があります。詳しくは下記URLを参照してください。

▶ https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

PCB早期処理

